

平成 29 (2017) 年度 東北大学法科大学院入学試験 一般選抜 (前期)  
試験科目: 民事法 (民事訴訟法)

1. 小問 (1) (2) それぞれの訴訟について、訴訟物は何か。簡潔に答えなさい。
  - (1) 貸主 Y は、借主 X に対し、1,000 万円の金銭消費貸借契約に基づいて、履行の催告をしている。これに対し、X は、当該債務は全額弁済しているとして、Y を相手取り、1,000 万円の債務不存在確認訴訟を提起した。
  - (2) 貸主 Y は、借主 X に対し、金銭消費貸借契約に基づいて、1,000 万円の支払を求めている。しかし、X は、当該金銭消費貸借契約で借りたのは 600 万円であるとして、Y を相手取り、600 万円を超える債務の不存在確認訴訟を提起した。
  
2. 貸主 Y は、借主 X に対し、金銭消費貸借契約に基づいて 700 万円の貸金返還債権を有していると主張している。しかし、X は、当該契約の成立を争い、予備的に弁済期が到来していないと主張して、Y を相手取り、700 万円の債務不存在確認訴訟を仙台地方裁判所に提起した。そこで、Y は、当該請求につき棄却を求めるとともに、X を相手取り、700 万円の貸金返還請求の反訴を仙台地方裁判所に提起した。小問 (1) (2) それぞれの場合について、本訴及び反訴につき、裁判所は、いかなる判決をすべきか。理由を付して答えなさい。
  - (1) 仙台地方裁判所が、審理の結果、700 万円の貸金返還請求権の存在と弁済期の到来を認定した場合。
  - (2) 仙台地方裁判所が、審理の結果、Y 提出の乙号証「金銭消費貸借契約書」は弁済期につき改ざんがされており、X 提出の甲号証「金銭消費貸借契約書」に記載された弁済期を真実と認め、700 万円の貸金返還請求権は存在するものの、いまだ弁済期は到来していないと認定した場合。